

調布市議会改革検討代表者会議第18回会議の概要

代表者会議における、会議の内容や、各委員から発言された意見等をできるだけ速くお知らせするために会議録作成までの間、会議の概要を要約してお知らせしています。正確な内容等については、後日掲載する会議録をご覧ください。

1 日時・場所

平成24年11月9日（金） 午後2時00分～午後3時50分

於：全員協議会室

2 伊藤座長あいさつ

お忙しい中こうしてお集まりをいただき、感謝申し上げます。本日は特に前段で幹事長会議、そして議会運営委員会、2つの重要な会議を経ての3つ目の会議ということで、それぞれ出席をされている方たちは、大変お疲れのことと思う。残された案件を1つでも前へ進める、この気持ちを私は常に強く持っているが、どうぞそうしたことをお酌みとりいただき、活発な議論をいただければと思う。どうぞよろしくお願いする。

3 検討・協議事項

(1) 第17回代表者会議における合意事項

川畑副座長：第17回代表者会議における合意事項を議題とする。前回代表者会議で了承された合意事項の確認ということで、合意資料12を配付してあるので確認をお願いします。内容は、現行の市議会だより運営委員会を拡充し、議会の広報に関することなどを協議していく新たな議会広報委員会を設置していくことを了承し、そのため市議会だより発行規定を廃止し、議会広報委員会要綱を設置していくことを合意内容としている。確認を願う。

日程2、検討協議事項に入る。(1)議会の機能強化についてを議題とする。前回の協議において、行政の監視機能強化、政策提言機能強化、議員研修、1日1常任委員会開催と特別職出席要請、予算、決算における特別委員会の設置の提案については、提案者からそれぞれの説明をいただき、行政への監視機能、政策提言機能、及び議員研修までについて意見を交換されている。本日は最初に前回意見交換された事項について、座長から提案をお願いしたい。

伊藤座長：最初に前回小林委員から提案された、行政への監視機能強化、政策提言機能強化について提案の説明を聞くと、今後の議会のあり方としては、市長等執行機関と緊張ある関係を保ち、監視機能を強化するとともに、市の政策等を市長等に提言をしていく必要がある。そのためには議員の調査、研究能力の向上を図るための、議員研修の充実、または議員立法、政策提言等を支える政策法務に精通した事務局体制の整備、議会費の予算も議会側で編成できるような体制等が望ましいなどの提案があった。また、大河委員、ドゥマンジュ委員からは議員研修等充実の提案もあったところである。こうした提案説明を踏まえてこれらの提案に対する私の考え方を話す。これらの提案内容を分類すると、いずれも議会の機能を強化する提案内容となっていることから、

議会機能の強化を図る観点からの提案とする。

議会機能の強化として、今後の議会は、①市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

②また、行政運営の水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策立案及び政策提言を行うよう努力することとする。

③そのため、政策提案や政策提言について、必要があると認めるときは、その政策立案に向けた調査や研究を行うための研究会を設けたいと考えている。これはその時々課題に応じて議長の判断によって設けていくものとするものである。

④また、議員研修については、これまでも様々な議員研修会を実施しているが、議員の政策形成や立案能力の向上等を図るためにも、議員研修の充実と強化を図ることは重要と考えているので、議会機能の強化に結びつけていきたいと考えている。そのため、必要に応じて、各分野の専門家やその他有識者との研修も今後考えていきたいと考えている。

⑤さらに、これら議会機能を強化するため、議事機関としての機能を確保するためにも、必要な予算の確保に努めていきたいと考えている。

⑥また、議会事務局の体制整備についても、議会の政策立案機能を充実させ、かつ、円滑、効率的な議会運営を行うためにも、事務局の調査、政策法務等の充実を図っていきたいと考えている。説明は以上である。

川畑副議長：座長から、行政への監視機能、政策提言機能及び議員研修について提案があった。御意見を伺う。

雨宮委員：前回の会議で議論したことが、座長からまとめた形で提起されたことについて、大いに歓迎しているところだが、本日は仕方ないにしても、これからはいろいろな形で、いわゆる座長提案なり、まとめなりが、かなり長文に渡って読み上げられることがこれまでもあったし、できれば後日でもいいし、同日の机上配付でもいいんだが、要するに座長の発言が文書として残るような形をとってもらえないかな。今メモをとっているんだけど、必ずしも一言一句とりきれない。やはり事柄の性質上慎重に言葉自体を精査しなくてはまずい部分が出てくると思うので、ぜひそのへんについての取り扱いをお願いしたい。

伊藤座長：もちろん今説明をしていることについてだけでなく、考え方として、いろいろな発言を私もしている。これからはするつもりでいる。その中において、皆様方から前回、説明もしくは意見交換されている中で私なりにまとめさせていただいたというのが、今お話をさせていただいた内容である。については、中身によっては発言するのも微妙な部分が出てくるので、できれば、会議が終わった後なるべく早い段階での要約筆記に近い部分での配付ということで御理解いただけないか。

雨宮委員：今の回答でいいと思うが、できるだけ可能な限り早めということによりよく

願います。

林委員：座長からの御提案を基本的には受けとめているが、幾つか確認があり伺いたい。条例提案、修正を努力すべきというお話、会派としても、これまで予算の修正案を出したこと、出そうとしたこと、それについては前回の会議においても、大須賀委員のほうからも御説明があったところだが、今まで全くやっていないというわけではないので、これまで以上に努力するといった、文言がどうい説明だったか、私も聞き取れていないが、文言をもう少し考えていただければなと率直に思ったことが1つ。それとそれに関連して、その後に調査、場合によっては研究会の設置というお話があったと思うが、これはどういうことなのかなと。合同で取り組めるような条例とか、そういうものであれば研究会というものもあるのかもしれないが、それぞれ会派で政策、方向性も違う中で修正もしくは条例提案を行う場合、合同設置というのは難しいわけであるから、調査、研究会の設置というのはもう少し具体例も含めて御説明いただければ、というのが1つである。その後必要予算の確保に向けて、云々というお話があった。さらに後に、事務局体制の充実、政策、法務等の充実というところは大賛成だが、こういったことが背景にあるのかと思うが、必要予算といったことを座長としてはどういった点で考えてらっしゃるのか、伺いたい。

伊藤座長：幾つかお尋ねがあったが、私の考えを申し述べたいと思う。まず、研究会云々の立ち上げということであるが、基本的には大きな課題が、議会として大きな問題提起をしなくてはならないときに、もしくは議会として条例提案を出したい場合、基本的には全会一致が望ましいわけで、そうした中における研究を全員で、それぞれの会派の代表者の方々だけかもしれないが、調整、検証をしながら前向きに成就させていく努力も必要だろうと。もう一方、あまりいいことではないが、仮に百条委員会が設置されるような事態になった場合には、各会派との調整も含めて研究会を設けなければいけないだろうな、そんなことも前提の中にあるところである。研修については以上であるが、後は事務局体制の問題であるが、これは議会として人事権を持っているわけではない。しかし議会事務局の機能の強化を図るために現行の人数をプラスして法務もしくは財政、プロフェッショナルをそこに置くということは大変限度があるだろうと、一方では思っている。だから議会として、例えば、議長会などを通じて広域的に26市議会の全体の議長会の中で、事務局体制、例えばそこに財務担当、法務担当の職員を置いて、こちらのほうに出向してきていただけるような状況、環境を整えるのも1つ方法であろうと思っている。もう一方では市の職員が議会事務局の仕事をその担当者がしていただけるような環境を整えるということ、議会から市長にお願いをするということである。ここで具体的に申し上げるわけにいかないが、人事権がないのでね、議会の担当として、何らかの職務を、それには法務、財務に対しての職員を、議会事務局にはいないんだけど、併人でお願いますとかね、そういう考え方もあるのかなと考えているところである。

大河委員：私もお聞きしたいと思う。1つは、最近、多摩市が逆転議会ということで事業評価をしたという話で、行政側がそういう評価というのは議会としての統一見解や明確な意思を示してほしいというやり取りがあったようである。あともう1点、この市議会議長の報告のパネルディスカッションを読むと、金井先生は政策の中心は首長と行政に位置づけをし、議会は政策形成の主役ではない。江藤先生は、そういう面では議会というものは合議制をしながら切磋琢磨し、しっかり政策立案をしていくべきだ、という2つの異なった意見がある。今の座長の説明を聞いているとどちらかというところ、この江藤先生の言う議会というものが、いただいた他の文章を見ても、かなり主体的にやっていくという話みたいなので、政策研究会というのがかなり大きな意味を持つてくるのかなと思う。議会が政策というものをどのくらい評価して提言する機関と、調布市議会が位置づけていくかということにずいぶん大きくかわっていきのかなと思うので、今の座長の説明はかなり抽象的な感じがしたが、これからと思うが、そのへんについて明確にしていく必要があるのかなと思う。そうしないと林委員さんがおっしゃったように多様な考え方の集団である中で、どういう機関としての意思統一をして行政側と対峙をしていくのかということが、今後かなり問われていくのではないのかと思ったが、そういったことに対して議長は多摩市の例を見ても、どういう御見解を持ってお話をされたのかなという点、ちょっと気になったが、どうか。

伊藤座長：今、私の説明の中には多摩市の事例は挙げていないが、私ども調布市議会として、議会の中においてそれぞれ案件が発生したときに、もしくはそういう声があったときに、随時そうした研究会を立ち上げる、そのことによって案件を処理していくことも大事だろうと、そういうことを今申し上げているのであり、一方多摩市の逆転議会という報道もあったが、それに対しては今ここでコメントすべき立場にないと思う。

大河委員：そうすると、政策研究会というのは最終的には議長が、というお話があったが、それなりに多数を占める意見が出てきた場合には、斟酌してできるだけ積極的に設置をしていくという考え方に立って、お話をされているというような認識でよろしいのか。

伊藤座長：おっしゃるとおり理解していただいて結構だと思うが、基本的に、議会基本条例を立ち上げるときに、こうした内容も方向性として示しておく必要があるだろうと思っている。常時、調布市議会なんとか研究会と立ち上げていくのではなくて、事案が発生したときにそうしたものをつくることを明確にしておくという、このことだと思う。

小林委員：議員研修並びに事務局の整備体制について提案をさせていただいて、座長案でそれに充実をされるというお話であった。お願いしたいと思う。そのための予算確保というか、特に具体的に研修等について、今2年に1回であるが、1年に1回だとか、そういうことを提案させていただいたので、予算確保について頑張ってくださいたい。希望的観測であるが、お願いする。

伊藤座長：ついこの間、議長会のフォーラムがあり、私ども約半数の議員がそこに参加をしている。そのことを考えてであるが、以前は都市問題会議もあり、両方を研修として全議員が参加できるようにしてほしいという御提案だと理解している。昨年から2年に1回議長会フォーラムに全議員が参加することになったところであり、都市問題会議の参加については現在も参加を希望すれば、それぞれ政務調査費などを使いながら参加が可能となっている。次年度、もしくは次々年度に向けて、そうした意向は基本は現行どおりでいきたいと思っているが、なおそうした研修が、フォーラム以外も含めて、大きな研修に出るだけでなく、議会としての研修会のことも重要視したいと考えているので、ぜひその方向で具体的な事業を行っていただければと考えているので、御理解いただきたい。

雨宮委員：先ほど、林委員のほうから提起された、議会、議員としての提案の件であるが、私は議会、議員から出す提案は2通りあると考えている。つまり、議会としてあるいは複数の会派なりが、合意できてそういう形で提案できる場合、まさに基本条例などはその例になると思う。それは執行部に対する提案であってもね。それからもう1つは、林委員が冒頭に言われた、会派として提案権自治法上12分の1か、保障されているわけだからその形で適用することだって当然あり得ると思うし、それは保障しなければならない。私はこの2通りあると考えている。そうすると、一切縛りをかけない、という形で考えればいいと思う。

大須賀委員：座長から議会の機能強化についてお話があった。特に議会事務局の法務と財務の機能強化について大いに期待したいと思っている。今後の課題として、正副議長にお願いしたいことがあるが、議会事務局の人事についてである。座長からお話があったように、事実上、議会事務局は独立機関といえども事務局の人事権を持っていませんよね。市長部局から議会事務局へ出向というまでは市長の人事で、事務局に来てからどこの職責に任命するかは議長が任命権者であるが、その段階で実際どこの職責にするかは事実上決まっているから、どうのこうのっていうのはできない。そこで議会事務局の人事についても、一定の事前調整が、市長部局とあってしかるべきだと思う。ところが過去、私が議長のと看であるが、議会事務局長人事が全く事前に知らされないまま、本人から実は3月の20日過ぎに聞いたことがあった。議会事務局長は議長の片腕である。とても大切な人事が、市長部局が何ら議長に相談、調整がないまま決まったので、非常に理解しがたかったんだが、皆さん御存知のように、職員人事はAからB、BからC、CからDとそれぞれ関連して動いているので、それがもしだめとなると、かなりのことになってしまう。そこで私は仕方がなく、結果的には了承したけれども、こういうことがあってはいけないと思う。そういった意味では、来年の春の人事も控えているので、年度内の人事なので、少なくとも議会事務局の人事については、正副議長に事前に相談、調整があってしかるべきと私は思っている。今後市長側に要求することだと思って

いるので、そのへんについてお願いしたい。

雨宮委員：事務局体制を充実、強化することには大いに賛成であるが、一番当座の問題として措置しやすいのは、市の職員ということになると思うけれども、ただ、財務と立法・法務に限定した場合にあまり国の官僚に例えるつもりはないんだが、現場で政策形成なりしているスタッフであるから、そういう人を補助スタッフにお願いする場合に実際の運用上の距離感は保っておかないと、うまく言いくるめられて、市長の思惑のほうに行ってしまうというね、そのへんは気をつけたほうがよいと感じる。

ドゥマンジュ委員：課題ごとに調査、研究会を立ち上げるということは、私も提案していたし、座長提案で出されたことは評価するところだが、その時々課題で最終的に議長が設けるとということだけれども、そこに議員の要望とかはどのような形で入るのか。議運でなされ、そこでやろうということになるのか、そのところは具体的にどのように考えるか。

伊藤座長：直接、議会運営に及ぶ前の段階であるから、まずは幹事長会議で発案していただいて、皆さんの議論を集約しながら、最終的にこれは設置をしたほうがよいと判断したときには、そのときの議長が判断をし設置をするという運びになると思う。だから、例えば1つの会派から議長に申し入れがあって、じゃあつくろうかというような軽いものではないと思う。

ドゥマンジュ委員：私もそのような方向が望ましいと思うので、それは理解した。

川畑副座長：ほぼ意見も出尽くしたかと思う。それでは座長の案については御了承をお願いするがいかがか。

—了承—

(2) 1日1 常任委員会開催について

川畑副座長：雨宮委員、大河委員、ドゥマンジュ委員から提案の1日1 常任委員会開催提案について、協議に入ってまいりたいと思う。この説明はすでに前回終わっている。挙手にて、御意見、質問等をお願いする。

林委員：仮に1日1 常任委員会を実施した場合、年間4 定例会あるが、議会日程についてはどういうスケジュール感を持っているのか。

雨宮委員：通年とは一気にいかななくても、会期日数は現状より相当程度延長してもよいという考え方をしている。繰り返しになるが、前回もお話したとおり、全議員が、特に委員を持ってない常任委員会の様子を見るということが必要だし、委員外議員発言というようなものについても乱発しろということではないが、制度的に担保していく意味でも、1日1 常任委員会がいいのではないかと。もう一つは、常任委員会のインターネット中継のことが取りざたされているが、そうなると、4 常任委員会を同時開催するとシステム的に4セットつくらなければならない、コストパフォーマンス的にどうなのかと疑問がある。

大河委員：本来委員会は説明員の同席を求める場合もあれば、そうではないことが、これから自由討議になってくれば、必要に応じてということになってくるということもあるので、理事者側を常に拘束しなければならないという考え方にずっと立っていき必要性はないのではないかと考えている点が1点目。雨宮委員さんからあったコストパフォーマンスの点は、思った以上に案外安価で、中継ができるということで、その点はどうかと思うが、これから会期の問題も出てくるが、1日1委員会開催し、それぞれ議員が十分納得した中での委員会審査を進めていくのが将来的に望ましいのではないかと。

ドゥマンジュ委員：他の自治体での予算特別委員会や決算特別委員会があるところを聞くとかかなり長い会期でやっているようである。1日1常任委員会になると、それだけ会期が延びることになるが、それによってすべての議員が自分の委員会以外のところの状況を把握できるということは、利点が多いと思う。会期は延びることになると思う。

林委員：もう少し会期が延びることによるメリット、デメリットというものを整理して、1日議会が開催されるといくらからい費用がかかるとか費用的なところを含めて、また議会は、議論を尽くして、結論を出していかなければならないので、会期が延びることによってどういうメリット、デメリットが出てくるかとか、もう少し整理だてて御説明いただけるといいなという率直な感想を持った。ネット中継、4回線必要だという話もあったが、逆にネット中継はあるからこそ、今のように同時開催していてもそれぞれ確認できるということになるのではと思いながら聞いていた。委員外発言というものが、地方自治法の第5節の委員会第109条か、常任委員会のところには、常任委員会のことが記されているが、少なくとも常任委員会で議論を尽くすというのがまず先決になるのではと私は思うので、委員外発言を云々というのはいかがなものかと思って聞いていた。

ドゥマンジュ委員：今、林委員からデメリット、メリット、費用についてあったが、委員会の費用というのはどのくらいかかっているか、事務局にお尋ねしたい。

川畑副座長：ドゥマンジュ委員の御質問の趣旨は何に対してか。人件費か、総体的なものか。

ドゥマンジュ委員：全部である。当然委員会にかかる費用すべてである。メリットのほうはわかるが、デメリットに関してはわからないので、そこのところを詳しく聞きたい。

大河委員：先ほども私お話しましたが、理事者側を拘束するということは人件費の問題が非常に大きいと認識されていると思うが、そういう改善の意味からしても、委員会は説明員の出席を求めているということなので、これから委員同士が自由討議をしていくということなので、必要に応じて出席を求めていくということで、必ずその時間拘束することが変わってくれば、心配されることは随分軽減されるのではないかと。委員会での議論のあり様などを見直しも含めて、やっていかなければならない提案である。本来の委員会としての質疑を充実させていけば、

御心配のものについてはかなり軽減できるのではないかと思います提案させていただいた。

ドゥマンジュ委員：やっぱりわからないのだが、理事者側が出ることで人件費が出るということであるが、今までも同時に開催されている場合でも同じであると思う。それぞれに分けてやることでどうしてふえるのか、理解できない。いかがか。どなたに答えていただければいいのかわからないが、まず林委員がデメリットとして想定されることがあるのなら、それを伺いたい。

林委員：私が伺っている。ドゥマンジュ委員がこの件に関して提案されるに当たって、メリット、デメリットを整理して御提案をいただきたいと私が申し上げたのであって、私にデメリット、メリットをどう考えるかっていう前に御自身が調べてお答えされるのが、私は先決だと思う。私自身は自分で整理しているつもりであるが。

ドゥマンジュ委員：ではそれをぜひお聞きしたい。

川畑副座長：ほかに、質問のある方。

井上委員：1日1常任委員会の件であるが、多摩26市全て調べたわけではないが基本的に1日1常任委員会をやっている議会というのは、予算、決算の特別委員会を設けて、1週間、10日なり、その議論をやりながらその他の議案について、常任委員会、1日とか多くとも2日ぐらい、私が調べた感覚だとそういう形なんだろうと思うのだが、この議論はこの間も実はあったと思うのだが、予算についても調布スタイルっていうのが、各常任委員会できっちりとじっくりと4、5日かけながらその所管事項について議論をするという、それは時間云々ということではなくて、持ち時間云々ではなく、その中で議論ができるというメリットがある反面、全体の部分や所管外のところについては議論できないというメリット、デメリットについてはこの間も議論があったかと思う。その中で、1日1常任委員会やるかというのは、今の議論でいくと、会期にしても単純に今の予算、決算の議会の方式でやっていくと、例えば1日1常任委員会5日間という話だと、20日間になる。これだと委員会だけで1カ月かやる話になるだろうし、そのへんが、予算、決算特別委員会を設置して、1日1常任委員会っていう話なのか、あるいはそうではないのか、そのへんはどういうふうに考えて御提案されているのか。

ドゥマンジュ委員：今のように委員会に付託して、事業を細かく見るというのも調布の優れた点だと思うので、私は予算、決算特別委員会がない形でやるのが、今のやり方を崩さないという点ではいいのかなと思っている。委員会に付託してしっかりと見ていく、それを1日1常任委員会でやるという意味で申し上げた。予算、決算特別委員会とかをまた新たにつくるということではなくということである。

雨宮委員：予算、決算については後で議論になるから言わないが、通常の予算、決算を伴わない議案については、時間軸でやっていけば特段の問題は生じないと思う。予算、決算については別な考え方があるから、それはそのときに。

大河委員：今雨宮委員が言ったように、通常の常任委員会の際の案件はさほど多いわけではない。日程的に非常に長引くという話でもない。逆によその議会と意見交換すると大変調布は短い、効率がいい議会運営ですねと言われることもある。調布はスタンダードではないので、工夫する余地があると認識している。

雨宮英雄議員：どうしても、あとの予算、決算特別委員会の設置にかかわらざるを得ないと思うが、全ての4回の定例会、すべてについて予算、決算の定例会のとき以外も、1日1常任委員会という考え方でよろしいのか。確認である。

雨宮委員：私の意見は、予算、決算はあくまで別枠、通常の議会、委員会運営については、1日1常任委員会で運用するという考え方である。

雨宮英雄議員：了解した。

大須賀委員：1日1常任委員会を開催すると、多少の会期延長じゃないですよ。例えば、予算、決算のときは4、5日かかるが、4日とすると、12日間会期延長になる。5日とすると、15日間延長になる。委員会審査のために、会派が1人の方は他の委員会も見たいから、私はぜひそうしたいという気持ちはわからなくはないけども、4人以上いる会派は間延びすると感じると認識していて、12日からもしくは15日延びることに対してどういう認識を持っているのかが1点と、それから私の個人的な感覚であるが、今の委員会審査の時間はもっと質疑したいという方が多いのではないかと思う。とすると、例えば今後、委員会が6日になる可能性もある。そうなるともっと会期延長になるから、非現実的だと判断している。大幅な会期延長についてはどうお考えか。

雨宮委員：通年議会という考え方もある。一気にそこまでというつもりはないが、それにふさわしい会期が延長されても意味のあることだと思っている。

小林委員：通年議会を提案しているので、今後その議論も出てくると思うが、今のお話を聞いて私は、1日1常任委員会を試行するのもよいと思った。

大須賀委員：今の雨宮委員に対する意見だが、1日1常任委員会と通年か4回に分けて議会を行うのかは基本的に関係ないと思う。

雨宮委員：どうして関係ないか説明を。

大須賀委員：問題は委員会審査に何日かけるかがポイントである。1年を通じてやるのか、4回に分けてやるのか、それは本質的に違う議論だと思っている。

雨宮委員：通年議会にして、1日1常任委員会をするのは、それこそごったにしている話である。会期問題が盛んに出てきているから、そういう延長もありだと言っているだけだ。大須賀委員が言われているように、2つの問題を混同しているつもりはない。

大須賀委員：視点を変えると、会期延長をどうするかという話は聞いたが、会期延長というテーマは、通年議会にすれば、問題が解決するといえば全くそのとおりで、常任委員会と言えば今4日でやっているものが12日間延長すると、5日になると15日延びると、そこがポイントなのである。通年か会期延長かというのは置いておいて、委員会審査が大幅にふえるということである。

雨宮委員：横体系から縦体系に変えるから延べ日数が当然ふえる。議会が果たすべき機

能権能との見合いの問題になる。

小林委員：今の議論を聞いていて、現状の委員会のやり方が不都合なので1日1常任委員会じゃないとだめだ、今の一斉のやり方は早急直すべきなのか、あるいは今後の議論としてこういう提案をされて、もう少し検討していくということなのか。1日1常任委員会だとそれだけ行政を拘束することになる。要するに議会中は職員は休むなという話になっている。それだけ拘束をしていって、職員の、特に管理職の、病等々も多いという話も総務からあるので、その部分についても、逆に言えばそこも配慮していかないと、通年議会とは別に、議会だから会期長くてよいというのは、もう少し議論をしていかなければならない部分かなと思う。

雨宮委員：まさにそのとおりだと思う。例えば、説明員の出席の求め方についても、果たして何十人もの管理職が半日、1日拘束しなければならないのかと、個人的には疑問を持っている。そうはいつでも厳密に1対1で対応するのは難しい。議案に応じて必要な職員を求めるような形に、それはむしろ議会運営上の改善点として、それを実際にあしたからこうやりますっていうのは簡単ではないから、そういう点ではさっき小林委員が言ったような、一定の試行を繰り返しながら必要な改善を図っていくことがよいと思う。

大河委員：試行が大事だという意見があったが、議会基本条例でも自由討議という議題が出ている。委員会の席の問題どうしようかだいぶ議論してきたけれども、議会としての意見をどう集約していくかというときに、やはり説明員は主ではないわけだから、議会としての結論を導いていく委員会の仕方ということに、これまでのあり方とは別な形で変えていくことが、求められていると思う。最終的には本会議上で議決をするわけだから、各議員が十分な各委員会の闊達な議論を聞いた後に結論を持っていくということが議会として自然だと思う。税金をいただいている私たちが、どういう働きをしているか、内容を十分理解してやっているか市民に伝えていく意味でも、今やっていこうとする改善の方向性は決して間違っていることではない。議論を積み上げていくこと、合意形成をすることは時間もかかると認識している。

小林委員：今、大河委員が自由討議と言われているけれども、この問題と1日1常任委員会の問題はちょっと違うのかなと。余計こんがらがってしまうので、それと一緒に考えないほうが、現状の中でも自由討議はやろうと思えばできると。

大河委員：混乱を招いて失礼した。ただ、そういう形で行われる委員会をそれぞれの議員が、きっちりと見てとれるということの可能性が今の場合ではなかなか難しい。やはり1日1常任委員会をやっていくことで、それぞれの議論も見やすくなっていくのではないかと。メリットがあるということを強調しておきたいと思う。

大須賀委員：提案会派にもう1点お伺いしておきたいのだが、1日1常任委員会開催と委員会に特別職が出席することこれは不可分なのか、そうでないのか。

雨宮委員：それは、文章に書いてあるとおり必要なときは求めることができるという趣旨である。必ずということではなくて、これまでも委員会の判断で説明員と

して出席していない人の出席を急遽、例外的に求めたりということがあった。それを特別職にまで拡大をするという考え方である。時々1つ認めちゃうとすべてに適用されてしまうということがあるけれど、少なくとも私の考えでは、あえて言えば、それは委員会に諮って、その委員会が必要と決定したときにはである、手続き的にはね。

川畑副座長：だいぶ意見も出たようだが、他になければ座長のほうから発言があれば。

伊藤座長：1日1常任委員会の開催、または特別職の出席という提案であるが、それぞれの委員さんのやりとりを今慎重に聞いていた。私の考え方をここでお示しをし、そしてその内容について議論が深まればいいと思っている。まず1日1常任委員会の開催と特別職の出席を求める提案だが、議会運営上の効率化の上でも、従来の4常任委員会同時開催でお願いをしたい。また、特別職の委員会出席についてであるが、議会運営上、本会議では総合政策、市政の大局的見地から質疑、質問、答弁を行うことから、本会議は説明員に市長初め特別職・幹部職員の出席となっているところである。一方、委員会は詳細な審査を行うところであり、説明員は市長の補助職員のうち部長以下の管理職となっており、委員会での発言は課長が中心となって説明、答弁を行っているところである。本会議は基本的大局的見地からの質問を、委員会は詳細な事項という区分により運営していくことが会議原則だと考えている。委員会に常時特別職を出席させるとなると、本会議と委員会の適切な議会運営を妨げる要因となることが懸念をされる。こうした理由から特別職の委員会出席については、従来どおりとしたいと考えている。ただし、理事者側から申し出があれば特別職の出席を拒むものではない、このような解釈をしていただければありがたい、また御理解いただきたい。このように思っているのでもよろしく願いをする。

川畑副座長：ただいま座長から提案があった。

雨宮委員：今の提案というかまとめというか、明らかに今までの議論を度外視している。特に、特別職の件は、さっきの議論の最後のところで大須賀委員から質問されて、常時じゃないと断ったばかりじゃないか。それなのにそのやり取りは全く度外視されている。常時出席という提案が出てくる時点で違和感を感じる。

大河委員：この資料のところには特別職とあるが、先ほど雨宮委員がおっしゃったとおりの部分があると思うし、それに詳細な議論という言い方をされたが、例えばものによっては政策的になぜそれを立てたのかという話になってくると特別職でないと答えられない。委員会の中がすべて細かい項目だけでなく、特に総務委員会の中で言えば、条例や内容等に踏み込んだ話になってきたときに、意図した政策はどういった意味があるのか、部長職では答えられない内容が必ずや出てくるわけである。この場合、特別職の出席が当然必要になってくるわけだから、私は今言ったような分け方というのはなじまないと思う。今後の話だが、予特、決特の話でもそうだが、決めた方が答弁するときにはしっかり答弁に立っていかなければ、議会は内容の議論をするわけなので、その職責

を果たせないので、分け方はもう少し寛容なとらえ方をされてもよろしいのではないかと思う。

ドゥマンジュ委員：効率化の観点から現状のとおりとのことだが、効率化の点だけで1日1常任委員会にしないということは、議会改革の意味合いからしても、そこは外れてしまうのではないかと思う。議会改革は市民に開かれ、市民にしっかり議会として情報提供をしていくための改革だと思う。1日1常任委員会にして、すべての議員が他の委員会のこともしっかり見て、また市民に聞かれればしっかり答えられるようにしていくことが、ただ効率化ということだけで、試行という意見も出されていたし、積極的な反対の意見も出されていたわけではないと思うので、まずはやってみることがいいのではないか。

井上委員：次のテーマで、予算、決算特別委員会の設置についても議論されると思うが、その部分と1日1常任委員会は、密接に絡んでくる問題だと思う。あわせて通年議会の考え方も出された委員の方もいる。その中で、この常任委員会の開き方というのは、かなり皆さん考え方に違いがあるだろうし、少なくとも今ここで議論して云々というようなことは、今話を伺って、たぶん着地点はないと感じた。あわせて私の考え方は、座長の提案のとおり、現状のとおりということに賛同する。

林委員：ドゥマンジュ委員から明確に反対の意見がないとの発言があったので、改めて我が会派の考え方を述べる。基本的に座長の提案でよろしいと思う。

小林委員：問題がなければ、現状の方法でよいと思う。試行も皆さんの機運があれば、よいと思う。他市議会で1日1常任委員会をやっているところがあれば、東京都26市でどのくらいの市があるのか、調査は事務局でしてなければ、調査していただきたいし、次の予特、決特についても、どの程度、あるいはどういう方が参加しているのか、全員なのかの部分も含めて調査が必要なのではないかと思う。

伊藤座長：私からの提案は、皆さんの議論を全く無視しているのではないかということとは当たらないということを理解していただきたい。皆さんの意見を聞きながら、それぞれの立場、考え方は当然あろうかと思うが、そのことを前提に議論を進めていくと、なかなかまとまるものもまとまらない。そのように強く思う。特にこうした問題は、そのような感が強い。私からは考え方を鮮明に示したいと思っている。常任委員会を別々の日に開催することという提案だが、確認する意味で、あえて発言するが、予算、決算特別委員会を設置して審査をして4日から5日かけているのか。その場合、予算書の款、もしくはは項、目ぐらいのやりとりであると情報を得ている。常任委員会に付託されたものについては、1日か2日議論している。こういう流れが果たしていいのか、調布市議会としては長年の慣例の中で、培ってきた大変すばらしい審査方法であると思っているのは、この常任委員会において、個別に備考にかかわるところまで、細かく、数万円の事業まで説明を受けながら、詳細に質疑していくことが調布市議会の自慢すべき審査方法ではないかと思っている。私としては先ほど

提案したとおり、従来どおりのことをお願いしたい。ただ特別職の出席は、皆さんの総意、もしくは理事者の了解が取り付けられた段階では、出席を求めることができることにしたい。今まではそのことは決まっていなかったが、かえって問題を深くしてしまったのかと思っているので、特別職の出席は、求めれば協議となるが、委員会に出席は可能とすることを考えているということ、理事者から申し出があれば特別職の委員会出席を拒むものではないという表現にした。

大河委員：1日1常任委員会の開催で、予算、決算特別委員会にまで発言があったが、そのことを含めての答弁だったと思うが。

伊藤座長：1日1常任委員会の開催を求める委員に対し、所見を述べたところである。

川畑副座長：座長から改めて提案があった。この提案を了承するか伺う。

雨宮委員：了承できない。先ほど小林委員から提案された調査は一切触れられていないが、どう取り扱うのか。

川畑副座長：調査を求める意見もいただいたので、調査をすることで、この件については本日の協議内容を含め、改めて協議させていただくことでよろしいか伺う。

林委員：そうすると、先ほどの座長提案を私は了承したと発言したが、この場では次回持ち越すということか。

川畑副座長：林委員と井上委員からは、座長提案に賛同の発言があった。反対は、雨宮委員から明確にいただいた。これはもう一度こちらに預らせていただき、再度次回今までの協議内容を含め、提案させていただくと考えるがいかがか。

林委員：納得できない。少なくとも、座長提案の了承はこの場で取りつけていただきたい。ただ、小林委員が言われた1日1常任委員会の調査は否定するものではないので、調査はしていただいて結構であるが、せっかくこの会議で結論を見出そうというときに、それだけをもって座長の提案を次回にペンディングするのは、いかがなものかと思う。

伊藤座長：林委員の意見は、大変重要な意見であり、それぞれの会派としての意思も含めて判断をいただいていると感じている。今までも幾つかの案件はそうだったが、そうした方向でぜひお願いしたい、御理解ください、承服しかねるということは過去にもあった。そうしたことを勘案すると、調査は後ほど行いその結果はお示しするが、今の提案は現行どおりで、特別職の出席は、先ほど説明したとおりの方法でということで、ぜひ御理解いただいて、前へ進めたいとお願いする。

川畑副座長：座長から改めて前に進みたいとの提案があった。私から継続協議と申し上げたが、小林委員は座長提案でよいか。

小林委員：結構である。

雨宮英雄議員：再度座長から提案があった。調査は別という考えで、調査は継続するが、座長提案は了承する。

伊藤座長：1日1常任委員会開催、常任委員会の特別職出席は、現行どおりとして、特別職の委員会出席は理事者側から申し出があった場合は拒むものではないと

いう解釈のもとで、運用していきたいということをお願いしたい。調査は早急に行い、皆さんに提示したい。

大河委員：議会の改革は不断の努力ですっと継続していくという話を聞いている。したがって、本日いろいろな議論をしたり、試行という意見もあったので、現行ではそういうふうにするにしろ、研究課題として、よそのところがどうなのか、調査をするのであれば、それはそれ、これはこれではなく、今後常任委員会が市民の人でも1日1委員会だったら見に来れるが、同時ではできないという意味で言えば、開かれた議会という意味での貢献ができるわけである。話し合った中で、この問題は継続してかかわって研究していく必要のあるものも、これまでであったと思う。そういった内容について、結論が出たらそのことについて話をしないのか、それとも資料とかいろいろ出てきたら折に触れて委員会のあり様を見直す話し合いをすとかは、座長としてはどういう取り計らいを考えているのか。

伊藤座長：これは、毎回同じことを繰り返し申し上げているが、議会改革はストップするものではない。その都度課題があった場合には、解決に向け議会総意で議論していくことは大事なことだと思っているので、それを真っ向から否定しているつもりは全くないので、改めて強調しておきたい。

大河委員：今回のように、委員会のあり様についてこういう仕方があるのではないかという意見があり、そういうことについて、近隣市のことを調べるわけなので、その結果は、後日また触れると解釈してよいか。

伊藤座長：基本的に提案については、先ほど申し上げた方向性で進めていくということは、今お願いしたところである。今後、改革はこのことだけではなく、提案の中にもあるし、過去に提案された内容もそういう課題を含めているものもあると思っているので、そうしたことについて今後いろいろな場所で協議していくことは、お願いしたいと思う。ただ、この代表者会議は来年5月で終了する約束のもとにスタートしている委員会なので、その期日を過ぎた後は幹事長会議なりの協議する委員会を立ち上げるなら立ち上げる。そうした中で議論をしていく方向性は出していきたい。

大河委員：代表者会議の終わりの期日は出る話だが、申し送りということはあるわけなので、期日を決めたらすべて決着がつくかどうか、進んでいく中で見えてこないものもあるのではないかと思うので、何点か議論が尽くしきれなかったり、改善の必要性があるかもしれないことがあれば、そのことについて調査、研究できる場を申し送りの機能というものは、代表者会議でも十分できるのではないかと思う。課題整理という最後の部分に、もう一工夫していただきたい。

川畑副座長：それでは、次に入る。

(3) 予算・決算特別委員会設置について

川畑副座長：前回提案委員から説明を受けているので、質疑等に入る。

雨宮委員：予算、決算特別委員会の具体的な議論の仕方、あるいは形について補足したい。調布市議会の常任委員会の予算、決算の審査のやり方はやはり優れていると思う。唯一といたら大げさだが、大きな問題、改善すべき点は、歳入は総務委員会でしか扱えない点だ。国庫補助だとか交付金だとか、依存財源を持った事業の場合、出のほうの所管の現場の委員会でも出入りの問題をあわせて議論されるようにする必要があると思っている。私は2階建てと言っているが、特別委員会の総体はもちろん全会派で構成して、総括的な議論をやった後に、その下に4つの常任委員会にそれぞれ歳入の議論を含めた審査ができるような組み立て方をしたらどうかというのは、私の持論である。

小林委員：他市議会でも、予算、決算特別委員会をやっている話を聞くが、調布市議会のやり方は、優れている。議員全員が予算、決算にかかわれることなので、優れているという話だと思う。しかし、予算、決算特別委員会を設置している市議会は、少数会派の議員は出られないという話も聞いている。いろいろなやり方があると思うが、どのようなやり方をしているのかということもあるし、逆に全員が予算、決算にかかわれる制度で非常にいいという部分があるのであれば、このままでもいいと思う。他市議会の状況は、全部知っているわけではないが、狛江市議会では、少数会派の方は、入れないみたいな話を聞くから、それでは今のほうがいいのではないかと思う。そのあたりの調査もしているのであれば、教えていただきたい。

雨宮英雄議員：私もそのとおりのことを実感している。私どもの会派で、このテーマを提案したのは、今の4常任委員会で予算、決算を審査しているやり方をそのまま全体がわかるような、全員がかかわれるような形のをイメージして、こういう項目を出した。ただ、それはあくまでも所属の委員会にすべてにかかわっていないという、人数的なものはこれから片方であるが、そういう形であれば理想的であるということも、提案理由の中にあっただ。具体の話になったときに、イメージどおりのものが進むとは限らないので、そのへんはあえて言えば、私どもの調査不足であり、共通の認識ということになれば、これから調査が必要であると感じている。

林委員：私も現行の制度は、それぞれの所管が予算、決算を深く審査できることで、他市議会よりも、1歩も2歩も進んだ部分だと思っている。一方で、雨宮委員の言う歳入の部分、たまたま総務委員会なので歳入全般については見れるが、それぞれの所管が入りの部分も一緒に審査すべきではないかという考えはわからないわけではない。ただそういった、総括的な議論を予算、決算特別委員会を設けるのか、それとも総括的であるので、本会議でもいいのではないかという議論にもなってくるのではないかと思う。それについてはどう整理するのか。

雨宮委員：本会議場では、上程時質疑ということになるが、これはやってみると、例えば時間の問題であるとかなかなかプレッシャーがかかるものだ。それはとも

かく、上程時質疑は大きな制約があるので、その中でまとめればいいのではないかという話になると、必ずしもそうではないと思う。ある市議会では全議員が出席して、会派か個人かは定かではないが、1人の議員の質疑は3つで往復ですっと1周する。その間他の議員はただひたすら聞いているということも聞いたことがある。そういう意味でいうと、さっき狛江のことも出されたが、多様なやり方が存在しているのは事実だと思う。現状がどうなっているか調査した事実を踏まえ、調布方式をより優れた内容のものに発展、改善していくことは、調査、研究のテーマになり得ると思う。予算の審議は地方議会にとって、最大の重要課題ではないかと思う。現在の調布方式の優れたところは生かしながら、それをさらに発展させる形としては、どんなものがあり得るのかという探求をやってもいいのかなという気持ちは強く持っている。

林委員：私どもも、今の予算、決算のやり方が100%ベストと常に思っているわけではない。全体の総括的な質疑の場面があってもいいのかなと思っている部分もある。1人会派、少数会派の扱い方など、他市の例等もあるようだし、本会議とのあり方ももう少し調べてみていかななくてはならないのなと思っているので、座長のほうに提案したいのは、時間があれば、他市議会の運営方法を調べていただき、次回以降協議、検討させていただければと思う。

大須賀委員：私も予算、決算特別委員会設置に関心を持っている。4つの常任委員会に分割付託で、同時開催して、かなり細かいところまで審査するのは、優れているところだと思う。それに補っていかなければならないのは、歳入は総務委員会しかやっていない点だ。2つ目は、本会議場で特別職に質疑はできるが、特別委員会の立場でかなり踏み込んですべき必要性がある。3点目は、複数の委員会にまたがる案件がある。例えば、ユーフォーと学童クラブについては、一本化して効率よくすべきだと思っているが、この話を委員会で議論すると、文教委員会と厚生委員会に委員会が分かれるため、どうしても議論が進まない。ということから、予算、決算特別委員会を設置して、そこではただ、総括的、政策的な大きなテーマで、市長もしくは教育長に聞くべきレベルのことに限定して聞いて、その後4常任委員会に分割付託して、今までどおり審査をしていく方法もある程度調べる価値はあると思うので、他市の事例を含めて調査していただきたい。

大河委員：予算、決算の中での政策に対しての議論は、責任ある立場の人の見解を質す機会は少ないと思うのと、歳入の問題、特に今回これから市税収入が減ってきている中で、タウンミーティングに出たが、市民税しか書いてなくて、他の財源がどうなっているのか明確でないというやりとりも聞いている。お金の絡んだ中で、やるべきなのか否かという議論もセットしていかないと、真の審議にならないと思うので、もう少し歳入を絡めた議論ができるような委員会のあり様をもう少し踏み込んで検討していくべきだと思う。この件はもう少し時間をかけて調査しながら、よりいい方向を、実質的な委員会とし

て機能することを考えていければと思っているので、調べるのと、私たちがその中からどう調布方式を提案できるかということだと思うので、一緒に考えていければと思う。

伊藤座長：基本的に26市の状況をまず調査をという提案もあった。したがって、至急調査をさせていただき、早い段階でその資料を提示し、この議論に活用していただければと考えている。次回以降このことについて、御協議をお願いしたい。

川畑副座長：この件は、継続協議とする。前半の検討事項はここで終了し、議会基本条例を議題とする。

(4) 議会基本条例について

川畑副座長：前回までに、資料50で条例の骨子(案)、資料54で条例(案)の第1章と第2章について座長から提案説明がされた。本日は、資料56として、条例(案)の全文を配付している。最初に、座長から説明をお願いする。

伊藤座長：本日、資料56として、現在考えている基本条例の全文の(案)をお配りした。前回お配りした資料50の基本条例の骨子(案)と資料54の条例(案)の第1章と第2章では、全体像がわかりにくいということで本日全文をお配りした。これは、今現在の時点における案ということで承知していただきたいと思う。本日、条例案の全体をお示ししたので、会派に持ち帰り御検討をお願いしたい。今後は、この案をもとに、それぞれの章ごとに皆様から意見をいただきたいと考えている。なお、今後の条例案の検討においては、付加したい内容や、あるいは修正したい意見等がある場合は、必ず代替案を示し意見をいただきたいと思う。また、前回の意見の中で、条例については、法規的に上下の位置づけはなく、最高規範あるいは最高規範性という位置づけにはならないという意見があった。私の真意としては、前回の説明に当たっても、「条例間において、他の条例に優越するような条例は存在しない。そうした意味合いからすれば、これから検討しようとする議会基本条例は形式的意味において、最高規範ではない。」とはっきり申し上げており、その認識の上において、「議会関係条例、あるいは規則等の解釈運用においては、他の条例に特別の規定がない限り、この議会基本条例の趣旨、目的に沿って行わなければならない調布市議会の柱となるべき条例として検討してまいりたい」と説明をさせていただいている。言いかえると、「議会にとって最も基本となる条例」ということを説明したものである。したがって、資料50の骨子の案では、第10章に最高規範性という表現を使っていたが、資料56の全文の案では、条例の位置づけという表現に変更している。

川畑副座長：説明に質疑等があれば伺う。

雨宮委員：前回のときに、座長が決意みたいなことを語られた部分があった。それについて、文書としていただけると、確認されていたように記憶している。それはどうなるのか。

伊藤座長：そのことについては、わかりましたと言っていないと思う。意見としては聞いた。わかりやすく言えば、現在手元にあるわけではない。要約筆記の段階でお配りできればと思っているが、いかがか。

雨宮委員：私はてっきり受けとめていただけたのかと、喜んでた。ただ、先ほどの議論で、今後も要約筆記でということだったが、今後はいいと思うが、この条例の一番前提になる、基本の基本になる発言なので、要約ではなく、全文をおこしてもらって、可及的速やかにぜひ各委員に配っていただけるように、強く要請するがいかがか。

伊藤座長：隠すものではないし、いずれは記録が出るので、皆さんがすぐにとということであれば、すぐ出す用意はある。1会派からのみの要求であるが、それでよいか。

大河委員：私も前回話したときに、前文は思いが入ったものなので、皆でしっかり考えていくべきではないかと発言したが、最後に座長がその思いを話されたので、受けとめながら、自分たちでもっとこういう言葉があるとか、そういう話をしたので、当然座長の議会基本条例に対する基本的な思いとか、考え方を話されたことが、提示されて、皆が自分たちでもっとこんな言葉にしたらということをおこなうのかと思っていましたが、出てきた全文というのと聞いていた話とは違うのかなと、今の話はちょっと。私は多少メモをとったので、そのときの話からすれば、最高規範ではないが、実質的な最高規範になり、その趣旨にのっとってやっていく柱になる条例とおっしゃっているわけである。それが真意ではないかと思っているので、出されている条例案の全文を見て、そうかなという感想を持っている。

ドゥマンジュ委員：最高規範性というところが、基本となる条例に変わっている。そうした点からも、もし出していただけるなら、どのように前文と座長のおっしゃったことが変わっているか、見れるのであればぜひ出していただきたい。

伊藤座長：今の表現に変わってきたところということだが、決して基本的には変わっていないので、それはまず理解いただきたい。ただ表現の中で、誤解を招くようなところがあったかもしれない。基本的には、条例間の中に、優劣はないわけである。その部分において、最高規範という表現が、1つの表現でよいのか、もしくは議会の基本となる条例という形で表現したほうがよいのか、それも皆さんの意見から判断をしながら本日皆さんにお願いした内容になったということをお理解願いたい。

ドゥマンジュ委員：私もメモしたのを見ると、前座長がおっしゃったのは、形式的な意味においては、最高規範ではないが、実質的な意味で最高規範である。その大事な部分が、これに変わったので、出していただけるなら、出していただきたい。

川畑副座長：それでは、条例案の第1章から順次、意見等を伺いたい。会派に一度持ち帰り、議論していただくという方向性なので、よろしく願います。

ドゥマンジュ委員：これを持ち帰り次回から話し合うということだが、かなり膨大な量

である。一つ一つ言葉もしっかり精査して進めていかなければならないと思うので、どういうふうに進めていくのか、章を区切り進めるのか、全体について意見を求めるのか。

伊藤座長：できれば章ごとに皆さんと精査する、もしくは御意見をいただく。御意見をいただく場合、対案を出していただければ、議論が進んでいくと思う。ただ、この部分はこう思うが、のめないだと、議論が前に進まない。必ず対案をお願いする。

雨宮委員：条例そのものの、条例案の議論と本日も幾つか残ったが検討協議事項の相互の関係はどうとらえたらいいのか。この中にかなり盛り込まれているものが、協議事項に出てきているので、その関係をはっきりさせておかないと、問題が起きないかと懸念している。

伊藤座長：検討協議事項の残っている項目ということか。

雨宮委員：残されている検討協議事項の中に、議会基本条例に入り込んでいるものがあり、しかもかなり重要な問題で、条例案に入っているのが幾つかあると感じた。その議論の仕方を整理しておかないと、例えば、会議日程に議員定数の削減があって、条例案は、議員定数をどうするかは入っている。条例は成立していないのに、定数削減の問題だけ先にいってしまうのかみたいな、他にも幾つかあるのではないかと思う。

伊藤座長：章の段階では、先の章で示している。その段階になるまでに、前段で皆さんとの協議を進めていかなければならないということも、今までお願いしてきた。ぜひそうした意味合いからも、1つの事案について、簡潔にすぐに結論を出してくれと言わないが、なるべく早く1つずつ方向性を示していくということにおいては、この条例の説明または意見交換に入る前に必ず、それまでにはその議論をしていかななくてはいけないと考えているので、よろしく願います。

雨宮委員：今のまとめでわかったが、慎重にというふうに思う。

伊藤座長：本日はだいたい予想時間は、前半の検討協議と条例案の説明をした中において、そして持ち帰りしていただくという時間配分を考えてこのくらいの時間を設定している。今後は、前にも言ったが、時間はかなり押して議論をするということもあるので、御理解、御協力をいただきたい。

大河委員：資料50は、10月22日に出されたと思うが、議会基本条例骨子案の中に例えば第4章のところに、一問一答のほかに、反問権が入っている。それについて、この中に入っていない。それを提案された会派もあったり、話としてはペンディングになっている部分があると思うが、そういうものは提案会派が、そこになければ入れるべきではないかという提案をして、その中で議論して進めていくのか。

伊藤座長：案件は個々には言わないが、全体を通して、こうしたことが条例に必要だという提案は、議論として出てくるものだと思う。

川畑副座長：それでは、会議の時間がなくなったので、残りの事項の議論は次回に行う。

4 その他

○ 今後の代表者会議の日程について

第19回代表者会議 11月14日（水）午前10時 全員協議会室で開催することを確認した。

合意資料12：第17回代表者会議合意事項

資料55：第18回検討資料

資料56：基本条例（案）全文